付　　表

平成27年度　児童母子等福祉対策事業概要

こども未来課・子育て支援課

事　業　名	事　業　の　内　容	実施年度	補助・単独別	事業費（千円）	備　考
1 児童館運営	児童館15館を設置し児童の健全育成を図る。 館長（非常勤）1人・児童厚生員2人・体力指導員等1～2人、各館に配置。	S41	単　独	150,344	15館分
2 遺児対策事業	・入学祝金（小・中）　小学校、中学校入学時 ・中学校卒業祝金　中学校卒業時	S47	県1／2	1,035	
	・弔慰金　父もしくは母の死亡時	S48	単　独	300	
3 母親クラブ助成	児童館との連携により児童の健全育成を図る。	S48	単　独	2,595	15クラブ× 173,000円＝ 2,595千円
4 女性・家庭児童相談	相談員３人を配置し各種相談に応ずる。	S40	(女) 国 基準額の 1/2 (家) 単 独	7,224	市嘱託3人分 女性相談員1人、家庭相談員1人、母子父子自立支援員兼女性相談員1人
5 母子寡婦福祉会助成	母子・寡婦家庭の福祉向上のため助成する。		単　独	208	
6 助産施設入所	経済上、環境上必要な妊産婦の入所。	S47	国　5／10 県 2.5／10	2,940	26年度　6件
7 ひとり親家庭等医療費給付事業	対象者はひとり親家庭の18歳年度末までの児童とその児童を扶養する父母、及び父母のない18歳年度末までの児童。	S56	県1／2	185,000	
8 乳幼児等医療費給付事業	小学校入学前の乳幼児等の医療費（保険診療）の自己負担分を給付する。	S48	県1／2	302,000	26年度実質給付額　275,355,088 円 26年度給付件数　159,131 件 小・中学生の入院医療費及び4歳～就学前の自己負担相当額は単独助成

事　業　名	事　業　の　内　容	実施年度	補助・単独別	事業費（千円）	備　考
9　児童扶養手当支給事業	父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳年度末まで、心身に中度以上の障害がある場合20歳未満）を監護している、又は父、養育している者に手当を支給する。	S37	国１／３	1,500,000	26年度末受給者数　3,071 人 26年度支給実績　1,478,036千円
10　児童手当支給事業	中学校修了前の児童を養育している者に手当を支給する。 所得制限を越えている場合は特例給付が適用される。	H24	被用者（0歳～3歳未満） 国 37/45 県 4/45 非被用者（0歳～3歳未満） 国 4/6 県 1/6 3歳以上小学校修了前（第1子、第2子）国 4/6 県 1/6 3歳以上小学校修了前（第3子以降）国 4/6 県 1/6 小学校修了後中学校修了前 国 4/6 県 1/6 所得制限以上世帯 国 4/6 県 1/6	3,501,000	26年度末受給者数　16,797 人 26年度支給実績　3,516,035千円

事　業　名	事　業　の　内　容	実施年度	補助・単独別	事業費（千円）	備　考
11　子育て短期支援事業	保護者が疾病等の社会的事由により児童の養育が一時的に困難となった場合一時的に養育する。 ・養育期間……７日以内	H5	国　１／２	231	浩々学園
12　子どものための教育・保育給付費	私立 79施設、定員 6,770人。 （保育所30施設、幼稚園3施設、認定こども園46施設）		国　１／２ 県　１／４	5,200,000	H26までは保育所入所運営費
13　保育料収納業務委託料	保育所に保育料の収納業務を委託し、保育料の納入促進を図る。	H21	単　独	2,135	納付書1枚当たり　95円
14　保育事業研修委託	保育職員の研修を八保連に委託し、資質の向上を図る。	S48	県　１／２	663	
15　ふれあい保育事業（軽　度）	保育に欠ける軽度の障がい児を保育所に入所させて、健全な社会性の成長発達を促進するため、健常児と共に集団保育を行う。	県 S52 八戸 S53	単　独	9,942	
16　障がい児保育事業（中程度）	保育に欠ける中程度の心身障がい児を保育所に入所させて、健全な社会性の成長発達を促進するため、健常児と共に集団 保育を行う。	八戸 H15	単　独	20,625	
17　保育所地域活動事業	小学校低学年児童の適切な処遇、安全の確保等を図るため、一時保育の場を活用し児童を受け入れる。	H元	単　独	廃止	26年度　5施設
18　一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を保育所等において一時的に預かり必要な保護を行う。	H2	国１／３ 県１／３	84,839	41施設

事　業　名	事　業　の　内　容	実施年度	補助・単独別	事業費（千円）	備　考
19 延長保育事業	就労形態の多様化等に伴い、11時間の開所時間を超えて保育を行う。	H6	国1／3 県1／3	377,495	72施設
20 地域子育て支援拠点事業	地域において親子の交流等を促進し、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを図る。 ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ・子育て等に関する相談・援助の実施 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 ・地域支援活動の実施	H6	国1／3 県1／3	54,768	一般型(6～7日型)　2施設 一般型(3～4日型)　13施設
21 保育所広域入所委託	市内に居住する保育に欠ける児童について、居住地以外の市町村の保育所へ入所希望があった場合に対応し、保育所の広域的な利用の円滑化を図る。	H10	―――	―――	事業費については、子どものための教育・保育給付費に含まれる。
22 認可外保育施設児童対策事業費補助金	認可外保育施設が入所児童に対して実施する内科、歯科検診（各年2回）に要する費用の一部及び入所児童の処遇向上のため、保育材料の購入費用の一部を補助する。 ・入所児童健康診断事業　45千円	H10	県1／4	288	
23 放課後児童健全育成事業(仲良しクラブ)	原則として、小学校1年～3年の児童を対象に遊びを中心とした生活の場を与え、児童の健全育成を図る。	S52	国1／3 県1／3	167,939	47クラブ開設
24 休日保育事業	日曜日、国民の祝日等において保育に欠ける児童に対する保育を実施する。	H13	―――	―――	事業費については、子どものための教育・保育給付費に含まれる。

事　業　名	事　業　の　内　容	実施年度	補助・単独別	事業費（千円）	備　考
25　病児・病後児保育事業	病児保育においては、児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合、病後児保育においては、児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な場合、当該児童を保育所、病院等に付設された専用スペースで一時的に保育する。	病後児 H13 病児 H21	国1／3 県1／3	46,933	病児保育 … 村上こども医院 滝沢小児科内科医院 病後児保育…明星こども園 中居林こども園 南売市保育園
26　待機児童解消促進事業	認可外保育施設に従事する職員の健康診断費を助成するもの。	H15	国1／3 県1／3	57	
27　ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を受けたい者と育児の援助を行いたい者を組織化し、育児に関する相互援助活動を行うことにより、市民が仕事と育児を両立できる環境を整備し、地域の子育て支援を行う事業。	H18	国1／3 県1／3	6,311	社会福祉法人八戸市社会福祉協議会へ運営業務を委託
28　子育てサロン支援事業	地域のボランティアが市内21地区で、家庭で子育てをしている家庭に育児相談や交流の場を提供しているサロン活動を支援する事業。	H19	単　独	1,324	社会福祉法人八戸市社会福祉協議会へ委託
29　子育てつどいの広場事業	親子の交流等を促進し、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを図るとともに、中心市街地の創出を図る。 ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ・子育て等に関する相談・援助の実施 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 ・豊かな遊びの空間の提供と遊びやものづくりに関する体験講座等の実施 ・地域の子育て力を高める取組の実施	H22	国1／3 県1／3	14,226	はちのへ未来ネットへ運営業務を委託
30　幼稚園就園奨励事業	保護者の経済的負担を軽減し幼児教育の振興を促進するため、家庭の所得状況に応じて保育料等を減免する私立幼稚園設置者に対して、補助金を交付する事業。	S47	国1／3	140,992	26年度　対象幼稚園　31園 （市内23園、市外8園）

事　業　名	事　業　の　内　容	実施年度	補助・単独別	事業費（千円）	備　考
31　放課後子ども教室運営費	勉強やスポーツ、文化活動等の取組みを実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。	H19	国1／3 県1／3	1,502	5放課後子ども教室
32　八戸童話会補助金	児童文化の実演を通して子どもの健全育成を図るため、八戸童話会が行う事業費の一部を補助する。	S35	単　独	50	
33　八戸市子ども会育成連合会補助金	子ども会育成組織相互の緊密な連携のもとに、子ども会の自主的な活動を推進し、子ども一人ひとりの健全な育成を図るため、事業費の一部を補助する。	S36	単　独	1,020	子ども会育成事業　500千円 地域活動推進事業　520千円

平成27年度　高齢者福祉対策事業概要

高齢福祉課

事　業　名	事　業　の　内　容	実施年度	補助・単独別	事　業　費（千円）	備　考
1　老人ホーム入所措置事業	在宅での生活が困難なおおむね65歳以上の高齢者を養護老人ホームに入所措置する。 ・養護老人ホーム　3ヶ所	S38	単　独	141,111	長生園、晴ヶ丘老人ホーム、津軽ひかり荘
2　緊急通報装置貸与事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者及びひとり暮らしの重度身体障害者を対象として、緊急時の連絡体制の整備を図るため、通報装置を貸与する。	H5	単　独	3,832	
3　老人日常生活用具給付事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者等の日常生活を容易にするために、電磁調理器・火災警報器・自動消火器を給付する。	S48	単　独	211	
4　老人福祉電話設置事業	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者宅に設置し、孤独感の解消、安否の確認と各種相談を行う。 設置費（移設）を市で負担する。	S50	単　独	1,316	
5　寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	おおむね65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯であって、心身の障がい及び傷病等により寝具の衛生管理が困難な方に対して、洗濯・乾燥・消毒又は乾燥・消毒のサービスを提供する。	H13	単　独	366	クリーニング業者へ委託
6　軽度生活援助事業	介護保険の対象外で、援助を要する高齢者等に対して、ホームヘルパーが訪問し、軽易な日常生活の援助を行う。	H12	単　独	917	
7　生きがい活動支援通所ｻｰﾋﾞｽ事業	介護保険の対象外で、支援が必要な高齢者に対して、日常動作訓練及び入浴等のサービスを行う。	H12	単　独	3,164	平成27年度当初 実施施設　・委託施設10施設 （ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ10カ所）

事　業　名	事　業　の　内　容	実施年度	補助・単独別	事業費（千円）	備　考
8　生活支援ハウス運営事業	独り暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難な者であって、高齢のため独立して生活することに不安のあるものに対して、一時的に短期間の住居を提供する。　2か所	H13	単　独	13,014	八戸グリーンハイツ、アイビス
9　単位老人クラブ育成事業	老人クラブ活動を育成するため、老人クラブが行う活動に対して補助金を交付する。	S38	県２／３ 単　独	8,453	年度途中に新規設立したクラブ（県補助対象外クラブ）には、市単独助成を行う
10　老人クラブ連合会育成事業	老人クラブ連合会で実施する次の事業へ補助金を交付する。 ・連合会の運営 ・リーダー研修会等の特別事業 ・健康づくり事業	S47	県２／３ 単　独	3,424	
11　社会奉仕活動等促進事業	高齢者の社会奉仕活動等を促進し、高齢者の奉仕精神の高揚、社会活動への参加、生きがいづくりを図る。 ・友愛活動（施設慰問） ・公共施設等の清掃奉仕 ・老人クラブ加入促進及び社会参加推進事業 ・趣味活動事業（菊づくり、高齢者作品展への参加等）	S55	単　独	1,728	
12　地区敬老会助成事業	民生委員児童委員協議会等で主催する地区の敬老会へ補助金を交付する。	S42	単　独	35,367	75歳以上の者、助成額１人当たり 1,100円
13　敬老祝金支給事業	長寿を祝福するとともに、社会に貢献した功績をたたえ、その労をねぎらうことを目的に、88歳(米寿)及び100歳の高齢者に祝金を支給する。	S49	単　独	17,010	支給額 100 歳　100,000 円 米寿(88歳)　10,000 円

事　業　名	事　業　の　内　容	実施年度	補助・単独別	事業費（千円）	備　考
14　老人いこいの家等設置運営事業	高齢者の教養向上、レクリエーションの場として、老人福祉センター、老人いこいの家を設置する。	S48	単　独	58,918 （うち南郷6,800）	・老人福祉センター…馬淵荘 ・老人いこいの家……臥牛荘、青山荘、諏訪荘、うみねこ荘、海浜荘 指定管理者：東北医療福祉事業協同組合（平成26年度～30年度） ・老人福祉センター…南郷 指定管理者：八戸市社会福祉協議会（平成26年度～30年度）
15　鷗盟大学運営事業	60歳以上の高齢者を対象に一般教養、園芸、生活福祉等の学習を通じ、社会参加を促し生きがいの向上を図る。 ・実施場所……総合福祉会館	S51	単　独	7,750	専任講師 4人　他大学講師等 クラブ活動……俳句、川柳、詩吟、日本舞踊、コーラス、書道、ダンス、民謡、グランドゴルフ等
16　高齢者趣味の教室運営事業	共通の趣味活動を通じ、仲間づくり、老後の生きがい向上を図るため趣味の教室を開催する。（60歳以上） ・陶芸教室（６月～11月）　臥牛荘で実施 ・組紐教室（６月～10月）　臥牛荘で実施	S53	単　独	797	
17　高齢者特別乗車証交付事業	70歳以上の高齢者（身体障害者手帳４級以上及び愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は除く）に社会参加の促進と生きがい向上のため、市内全線使用できる市営バス・南部バス共通のバス特別乗車証を交付する。	S49	単　独	503,013	
18　高齢者バス回数券交付事業	市営バス・南部バスが運行していない地域住民に民間バス会社の回数券を交付する。対象者は、高齢者特別乗車証対象者と同じ。	S53	単　独	132	・十和田観光電鉄バス回数券（4～3月交付分）

事　業　名	事　業　の　内　容	実施年度	補助・単独別	事　業　費（千円）	備　考
19　はり・きゅう あんま・マッサージ施術費助成事業	70歳以上の高齢者及び65歳以上の心身障害者（愛護手帳所持者及び身体障害者手帳４級以上）に、身体機能の促進、健康保持のため、はり、きゅう、あんま、マッサージ施術費の一部助成券を交付する。 ・助成額　１回（助成券１枚）　800円 ・助成券　１人年間9枚支給	S62	単　独	3,287	指定施術所のみ利用可

平成27年度　高齢者福祉対策（地域支援事業）事業概要

健康増進課、介護保険課、高齢福祉課

事　業　名	事　業　の　内　容	実施年度	財源構成	事　業　費（千円）	備　考
1　二次予防事業対象者把握事業	要介護状態となるおそれの高い高齢者（二次予防事業対象者）の心身、介護、生活機能等に関する状況を調査し、介護予防に関する課題分析を早期に行うため、各地区担当の地域包括支援センターサブセンターや在宅介護支援センター職員が高齢者の自宅等に訪問等して、基本チェックリストを実施する。	H18	国　25% 県　12.5% 支払基金　28% 1号保険料 22% 市　12.5%	1,728	

事　業　名	事　業　の　内　容	実施年度	財源構成	事　業　費（千円）	備　考
2　通所型介護予防事業	二次予防事業対象者に対して、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上等に資するプログラムを通所形態で実施するとともに、目標の達成状況に関する評価を行う。 ＜体力アップ支援事業＞ 身体の運動機能の低下により要介護状態に移行するおそれのある二次予防事業対象者に対し、介護予防用マシーンによる筋力トレーニング等を実施する。 ＜運動機能向上事業＞ 運動機能の低下している二次予防事業対象者に、ストレッチやマシントレーニングを取り入れた運動プログラムを実施する。 ＜口腔機能向上事業＞ 口腔機能の低下している二次予防事業対象者に、口腔内の衛生状態の改善や、嚥下機能訓練を実施する。 ＜栄養改善事業＞ 低栄養状態の二次予防事業対象者に、栄養相談や栄養指導、料理教室等を実施する。 ＜閉じこもり予防事業＞ 家に閉じこもりがちな二次予防事業対象者に、レクリエーション及び軽体操を中心としたプログラムを実施し、生活の活性化を図る。 ＜認知症予防事業＞ 二次予防事業対象者に対し、音楽を通して軽体操やレクリエーションを実施しながら認知機能の低下を予防することを目指す。	H18

事　業　名	事　業　の　内　容	実施年度	財源構成	事　業　費（千円）	備　考
3　訪問型介護予防事業	認知症、うつ、閉じこもりのおそれがあり、通所形態での事業参加が困難な二次予防事業対象者に対し、訪問による介護予防のための指導を行う。 ＜訪問指導＞ 認知症、うつ、閉じこもり等のおそれのある二次予防事業対象者に対し、看護師及び保健師等が訪問による指導を行う。	H18	国　25% 県　12.5% 支払基金　28% 1号保険料 22% 市　12.5%	5,036	
4　介護予防普及啓発事業	65歳以上の者に対し、介護予防に関する知識の普及・啓発を行い、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるよう支援する。 ＜パンフレットの配布＞ 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレットを作成し配布する。 ＜健康教育＞ 医師、歯科医師、理学療法士、健康運動指導士、歯科衛生士、保健師、栄養士等による健康教育を開催し、介護予防に関する正しい知識の普及啓発を図る。	H18		1,453	

事　業　名	事　業　の　内　容	実施年度	補助・単独別	事　業　費（千円）	備　考
5　地域介護予防活動支援事業	65歳以上の者に対し、自発的かつ主体的な介護予防に資する活動の育成・支援を行う。 ＜健康相談＞ 介護予防に関する個別の相談に対し、医師、保健師等が応じ、介護予防及び心身の健康増進を図る。 ＜生きがいと健康づくり推進事業＞ 教養講座の開催や生産活動等の場を提供することにより、高齢者の生きがいと健康づくりを図る。（ほっとサロン等） ＜ボランティア育成・活用事業＞ 介護予防に関するボランティア等の人材育成を図るための研修会を開催するとともに、ボランティアとして各種事業への参加を促進する。 ＜介護予防教室＞ 日常生活の中で実践できる、介護予防に関する知識や技術の普及を図るため、各種の介護予防教室を開催する。 ＜シニア楽楽運動教室＞ 高齢者の運動器の機能向上を目的に運動教室を開催する。 ＜地域回想法＞ 地域で回想法を展開し、高齢者同士の仲間づくりや介護予防につなげる。 ＜シニアはつらつポイント＞ 高齢期を迎える市民の社会参加及び地域後見を奨励し、介護施設等での活動等を通じて自らの介護予防を図る。	H18 H19 H23	国　25% 県　12.5% 支払基金　28% 1号保険料 22% 市　12.5%	14,211	

事　業　名	事　業　の　内　容	実施年度	補助・単独別	事　業　費（千円）	備　考
6　介護予防ケアマネジメント事業	二次予防事業対象者が要介護状態となることを予防するため、心身の状況や置かれている環境等の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう、必要な援助を行う。	H18	国　39.0% 県　19.5% 1号保険料　22% 市　19.5%	1,637	
7　総合相談支援事業	地域における支援を必要とする高齢者の把握に努め、相談に応じるとともに、継続的かつ専門的に支援を行う。 また、高齢者虐待への対応や成年後見制度の活用など、権利擁護に関する支援を行う。	H18		8,641	高齢者あんしん相談窓口 虐待防止ネットワークの運営
8　包括的・継続的マネジメント事業	個々のケアマネジャーに対する指導や支援を行うとともに、地域においてケアマネジャーのネットワーク及び関係機関のネットワーク並びに社会資源のネットワークを構築し、その活用を図る。	H18		251	

事　業　名	事　業　の　内　容	実施年度	補助・単独別	事業費（千円）	備　考
9　家族介護支援事業	高齢者を介護する家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的として、介護用品や介護慰労金の支給、及び認知症高齢者見守り推進事業として、キャラバン・メイトの支援、あんしんカード事業を行う。 ＜介護慰労金の支給＞ 65歳以上のねたきり高齢者等と同居し、１年以上在宅で介護している方に慰労金を支給する。 また、要介護４又は５で１年間介護保険サービスを受けていない高齢者を在宅で介護している家族に対し介護慰労金を支給する。ただし、介護者も被介護者も市民税非課税世帯であること。 ＜介護用品の支給＞ 要介護度４、５で市民税非課税世帯の在宅高齢者を介護している家族に対して、介護用品を支給する。 ＜認知症高齢者見守り推進事業＞ （キャラバン・メイト支援）地域住民、学校、職域等多くの市民が認知症を正しく理解し、認知症の人や家族にさりげない声かけや温かく見守ることができるよう、認知症サポーター養成講座を開催し、その講師役であるキャラバン・メイトを支援する。 （あんしんカード事業）市内に住むおおむね65歳以上で認知症等により徘徊して自宅に帰ることができなくなるおそれがある方の情報を事前に登録し、もし登録者が徘徊して保護された場合、すみやかに家族等に連絡する。	H18

事　業　名	事　業　の　内　容	実施年度	補助・単独別	事　業　費（千円）	備　考
10　地域自立生活支援等事業	高齢者が地域で自立した生活を継続することができるよう各種事業を実施する。 <成年後見制度利用支援事業> 成年後見制度の市長による申し立て及び必要な者に対する経費の助成を行う。 <住宅改修支援事業> ケアマネジャーの業務のうち、介護報酬の対象とならない住宅改修の申請書に添付する理由書の作成業務に対する報酬を助成する。 <生活支援サポーター推進事業> 介護認定を受けていない高齢者の困りごとを手伝う担い手（サポーター）を養成し、インフォーマルな市民による支え合いを支援する。 さらに、サポーター自身の社会参加や自己実現を行う機会につなげていく。	H18	国　39.0% 県　19.5% 1号保険料　22% 市　19.5%	743	・2在介に養成業務を委託

平成27年度　高齢者福祉対策（介護保険関連）事業概要

介護保険課

事業名	事業の内容	実施年度	補助・単独別	事業費（千円）	備考
1 低所得者対策事業	介護保険制度導入に伴う負担の激変緩和の観点から、低所得者等の訪問介護に係る利用者負担額を軽減する。 ・障害者　12年度から　10%→ 3% 19年７月から　→ 6% 20年７月から　→10%(軽減終了) ・低所得世帯の高齢者　12年度から　10%→ 3% 15年７月から　→ 6% 17年度から　→10%(軽減終了) ・制度移行対象者　18年度から　0%	H12	県３／４ 市１／４	1,433	対象者　15年度　290人 16年度　252人 17年度　208人 18年度　57人 19年度　48人 20年度　44人 21年度　0人 22年度　0人 23年度　0人 24年度　0人 25年度　0人 26年度　0人
	低所得者に対する利用料を軽減する社会福祉法人等に対し、軽減額が一定額を超えた場合に助成する。	H13			対象法人等　対象者 15年度　11法人　108人 16年度　12法人　112人 17年度　４～９月　11法人　76人 10～３月　14事業所　63人 ユニット　2事業所　9人 18年度　32事業所　82人 19年度　33事業所　71人 20年度　30事業所　82人 21年度　34事業所　91人 22年度　31事業所　79人 23年度　32事業所　80人 24年度　35事業所　82人 25年度　36事業所　84人 26年度　34事業所　72人

２住　宅　改　修 支　援　事　業	ケアマネジャーの業務のうち介護報酬の対象とならない住宅改修の申請書に添付する理由書の作成業務に対する報酬 （平成18年度から介護保険特別会計の地域支援事業の任意事業として実施）	H13	国　39.0％ 県　19.5％ 市　19.5％ 第１号保険料 22％	44	対象者　15年度　51件 16年度　3件 17年度　5件 18年度　8件 19年度　5件 20年度　9件 21年度　12件 22年度　16件 23年度　14件 24年度　9件 25年度　11件 26年度　13件

平成 27 年度　障がい福祉対策事業概要

障がい福祉課

事　業　名	事　業　の　内　容	実施年度	補助・単独別	事業費（千円）	備　考
1　身体障害者手帳の交付	身体障害者福祉法第 15 条第 4 項に基づき交付する。	S26	―――	―――	手帳交付人数　8,826 人 （27.3.31 現在）
2　更生医療給付事業	身体障がい者の更生に必要な医療で、その障がいを除去又は軽減して、日常生活を容易にするための医療費の一部を公費で負担する。 （例）　じん臓機能障害の血液透析、心臓手術等	S25	国１／２ 県１／４	400,000	26 年度　9,234 件
3　育成医療給付事業	肢体不自由、視覚障害、聴覚・音声障害または先天性内臓疾患、心臓疾患などをもつ 18 歳未満の児童で、その疾患を放置すれば、将来、障がいに至ると認められる場合の医療費の一部を公費で負担する。	H25	国１／２ 県１／４	8,000	26 年度　396 件
4　身体障害者補装具費支給事業	失われた部位、欠陥のある部分を補う用具に係る費用を支給している。	S48	国１／２ 県１／４	58,000	26 年度　571 件
5　身体障害児補装具費支給事業	失われた部位、欠陥のある部分を補う用具に係る費用を支給している。支給に伴い、申請者が負担すべき額の 3 分の 2 を市が助成している。	S48	国１／２ 県１／４ 単独 →自己負担分の 2/3 を市が助成	18,000 (単独) (900)	26 年度　130 件
6　軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児（18 歳未満）に対し、補聴器の購入費の一部を補助する。	H25	単　独	600	26 年度　10 人 15 個
7　更生訓練費支給事業	機能訓練及び職業訓練の施設入所（通所）者に対し更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る。	S43	国１／２ 県１／４	114	実績なし
8　自立支援給付事業	障がい者及び障がい児が、能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに関する給付その他の支援を行う。	H18	国１／２ 県１／４	3,821,760	
9　障害児通所支援給付事業		H18	国１／２ 県１／４	496,553	
10　巡回・訪問診査事業	在宅訪問診査（整形外科）を年 1 回実施する。	S46	単　独	64	医師、看護師謝礼ほか

事　業　名	事　業　の　内　容	実施年度	補助・単独別	事業費（千円）	備　考
11　身体障害者福祉電話基本料金助成事業	外出困難な重度障がい者の家庭に福祉電話を設置し、緊急時の連絡、コミュニケーションの手段を確保する。基本料金と移設費は市が負担。	S50	単　独	184	26年度　対象者4人
12　重度身体障害者日常生活用具給付事業	重度の身体障がい者に、日常生活を容易にするために特殊寝台や点字図書を給付し、日常生活の便宜を図る。	S44	国1／2 県1／4	66,000	26年度　5,804件
13　重度身体障害児日常生活用具給付事業	重度の身体障がい児に、日常生活を容易にするために入浴や訓練用ベット等を給付し、日常生活の便宜を図る。	S44	国1／2 県1／4	8,000	26年度　578 件
14　障害支援区分認定調査事業	障がい者の福祉サービスの必要性を明らかにするために、障がい者の心身の状態を総合的に判断するため、障害支援区分の認定調査を行う。	H18	国1／2	12,321	
15　障害支援区分判定審査事業	障害福祉サービスの利用を希望する障がい者について、認定調査員による調査を行った後、医師等で構成する判定審査会により、障害支援区分を決定する。	H18	国1／2	5,476	
16　自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業	障がい者が自動車運転免許を取得する場合及び就労等に伴い自動車を改造する場合、その費用を助成し障がい者の社会復帰を図る。	S55	国1／2 県1／4	1,000	26年度　自動車改造　5台 運転免許取得　5人
17　特別障害者手当等給付事業	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく在宅重度障がい者に手当を支給する。	S50	国3／4	131,000	26年度　受給者　508 人
18　特別児童扶養手当給付事業	心身に中度以上の障がいのある 20 歳未満の障がい児を家庭で監護、養育している保護者に支給される。	S39	国	1,289	市には、特別児童扶養手当支給関係事務費として国から交付される。 26年度　受給者数　607人
19　心身障害者扶養共済掛金補給事業	青森県心身障害者扶養共済制度に加入している人に、その掛金の一部を補給する。 ・非課税世帯　50/100　・均等割世帯　30/100 加入者死亡の場合、障がい者に月額2万円（2口加入は 4 万円）の年金が県より支給される。	S45	単　独	858	対象者　13 人 加入者　134 人 （27.3.31 現在）

事業名	事業の内容	実施年度	補助・単独別	事業費（千円）	備考
20 訪問入浴サービス事業	歩行が困難で移送に耐えられない重度の身体障がい者に対し訪問入浴車を派遣し、入浴サービスを行う。	H12	国1／2 県1／4	20,000	
21 身体障害者更生館管理運営事業	心身障がい者の社会交流促進、レクリエーション等の便宜を供与する。また、在宅の障がい者に対し、支援・ピアカウンセリング・相談・情報提供等を総合的に行う。	S53	単独	13,438	
22 重度心身障害者医療費助成事業	対象者 ・身体障害者手帳1級・2級及び3級の内部障がい者 ・愛護（療育）手帳Aの知的障がい者 ・精神障害者保健福祉手帳1級 ※医療保険による自己負担額を助成する。	S49	県1／2	400,000	受給者 4,534人 （27.3.31現在）
23 障がい者バス特別乗車証交付事業	6歳以上の障がい者（身体障害者手帳4級以上及び愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者）に社会参加の促進と生きがい増進のため、市営バス及び南部バスの市内全線で使用できるバス特別乗車証を交付する。	H15	単独	―――	26年度 交付者数 身体障がい者 2,167人 知的障がい者 882人 精神障がい者 1,216人
24 障害者バス回数券交付事業	市営バス及び南部バスが運行していない地域住民に、十和田観光バス会社の回数券を交付する。対象者は、バス特別乗車証対象者と同じ。	H15	単独	7	26年度 交付者数 身体障がい者 0人
25 手話通訳者設置事業	福祉事務所に設置し、ろうあ者からの依頼に応え、各方面で意思伝達の援助を行う。	S55	国1／2 県1／4	6,403	通訳者 2人
26 手話通訳者派遣事業	官公庁、学校、医療関係等をろうあ者が訪問する場合に手話通訳者を派遣する。	H17	国1／2 県1／4	752	手話通訳者派遣事業登録者20人 （27.7.1現在）
27 要約筆記者等派遣事業	要約筆記者・市外への手話通訳者を派遣依頼する。	H18	国1／2 県1／4	413	
28 療育（愛護）手帳の交付	療育手帳制度要綱に基づき交付する。	S48	―――	―――	手帳交付者数 1,822人 （27.3.31現在）
29 重度心身障害者タクシー料金助成事業	バス利用困難な在宅重度心身障がい者に対してタクシー利用の一部を助成し、生活行動範囲の拡大及び社会参加を促進する。	S58	単独	14,179	助成額 590円／回 助成回数 4回／月 交付者数 1,176人

事　業　名	事　業　の　内　容	実施年度	補助・単独別	事業費（千円）	備　考
30　精神障害者保健福祉手帳の交付	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に基づき交付	H14	――――	―――	手帳交付者数　2,296 人 (27.3.31 現在)
31　自立支援医療費（精神通院医療）申請受理	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条に基づき申請受理	H14	――――	―――	承認件数　4,208 人 (27.3.31 現在)

そ の 他 の 福 祉

▽平成27年度　　単位：千円

事　業　名	対象事業の内容	補助単独別	予算額	備　考
民生委員活動費	活動費	補助	22,396	44,000×509人
児童委員活動費	活動費	単独	1,864	4,000×466人
民生委員地区会長活動費	活動費	補助	104	4,500×23人
民生委員協議会補助	会の運営及び研修等に要する費用	補助	5,933	
福祉協力員活動費	活動費	単独	609	7,000×87人
社会福祉協議会補助	地域福祉活動費	単独	32,047	
1 局長等給料		単独	23,639	
2 福祉活動専門員設置		単独	7,281	
3 県福祉大会		単独	27	
4 市福祉大会		単独	180	
5 地区社会福祉協議会活動費		単独	920	
八戸市連合遺族会補助	追悼式費	単独	193	
市立集会場「更上閣」指定管理料	運営管理費	単独	6,554	
市民保養所「洗心荘」指定管理料	運営管理費	単独	19,031	
福祉公民館・福祉体育館指定管理料	運営管理費	単独	31,182	
総合福祉会館指定管理料	運営管理費	単独	77,412	
ほのぼのコミュニティ21推進事業委託料	運営管理費	補助	2,790	
福祉バス運営委託料	運営管理費	単独	9,092	バス　2台